

中間市監査公表第14号
令和5年12月15日

中間市監査委員 武藤 淳
中間市監査委員 安田 明美

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、出資団体監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり報告する。

記

1. 監査の対象

今回の監査は、市が出資している団体である公益財団法人中間市文化振興財団の令和元年度、令和2年度、令和3年度、令和4年度の出納その他の事務を対象とした。

2. 監査の方法

監査に必要な資料の提出を求め、関係帳票等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

3. 監査の期間

令和5年10月10日から11月6日まで

4. 監査の内容

別紙のとおり

出資団体監査

第1 監査の種類

地方自治法第199第7項の規定による財政援助団体等監査

第2 監査の対象及び範囲

公の施設指定管理者

対 象 団 体	公 の 施 設	指定管理料	所 管 課
公益財団法人中間市文化振興財団	中間市市民会館	(令和元年度) 99,600,000 円 (令和2年度) 97,020,000 円 (令和3年度) 97,020,000 円 (令和4年度) 97,020,000 円	生涯学習課

監査の範囲

- (1) 公の施設の指定管理に関する事務全般
- (2) 公の施設の管理に係る出納その他の事務
- (3) 定款や財務会計規程、中間市と公益財団法人中間市文化振興財団との基本協定書

第3 監査の着眼点及び実施内容等

監査については、中間市監査基準に則り、提出を求めた監査資料に基づき、指定管理者の選定、指定及び協定の締結等が適正に行われているか、指定管理者の管理運営業務が中間市市民会館設置条例や基本協定書の目的に沿って実施されているか、また経理内容が適正妥当であるか、施設の管理に係る出納その他の事務が適正に行われているかどうかを主眼として、11月2日に所管課及び11月6日に指定管理者から説明を聴取し、関係諸帳簿並びに証拠書類を監査した。

第4 監査の概要

団体名：公益財団法人中間市文化振興財団

所管部課：中間市教育部生涯学習課

(1) 施設の概要

ア 名称 中間市市民会館（なかまハーモニーホール）

イ 位置 福岡県中間市蓮花寺三丁目7番1号

ウ 施設の概要等

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地下1階地上3階建

敷地面積 21,227㎡

延床面積 6,845㎡

貸出施設 大ホール（556㎡）、小ホール（266㎡）
楽屋1（69㎡）、楽屋2（37㎡）
楽屋3（17㎡）、楽屋4（40㎡）
展示ロビー（113㎡）、展示室（223㎡）
特別会議室（274㎡）、会議室1（93㎡）
大会議室（161㎡）、会議室4（100㎡）
会議室5（和室8畳3室、水屋付茶室）

(2) 指定管理の内容

ア 指定期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
（5年間）

イ 指定管理料 99,600,000円（令和元年度）

97,020,000円（令和2年度）

97,020,000円（令和3年度）

97,020,000円（令和4年度）

(3) 指定管理者の概要

公益財団法人中間市文化振興財団は平成7年5月1日に公益財団法人として設立された。当該財団は文化スポーツの普及及び振興に関する事業、地域文化の創造と地域住民の文化活動の促進に関する事業など多岐に渡る事業を行っている。

(4) 監査結果

「中間市市民会館」は、市民の教育文化活動の支援を図りもって豊かな文化を育み、感性あふれる人づくりを通じて、文化の薫るまちづくりに寄与することを設置目的としている。

指定管理にあたっては、公益財団法人中間市文化振興財団が有するノウハウを「中間市市民会館」の管理運営業務に活用することによって、住民サービスの向上とともに、施設の管理経費の縮減を図っており、施設の設置目的に寄与している。

所管課が行った指定管理者の選定、指定及び協定の締結等の事務については、条例、規則に沿った内容で概ね適正に処理されていることを確認した。

また、会計事務及びその他の関係帳簿等を審査した結果、概ね適正に処理されていた。

決算については、黒字決算が続いており、正味財産期末残高も微増していることから経費節減に努めていることが認められた。また、施設利用率が低かった特別会議室は、セミナー、講座等で利用しやすいように改装するなど利用促進のための管理運営もなされている。

なお、施設管理については、電気事業法に基づく保安点検の結果報告書を監査した結果、点検委託業者からの電気設備の改修に係る指摘事項が確認された。電気事故（感電・停電・火災等）が発生する前に設備の改修をされたい。また、電気設備の技術基準等に抵触しそうな設備や交換推奨時期を超えた設備に関しても、適時改善の検討をされたい。

(5) 今後の方向性

引き続き経費削減及び施設の利用促進に努められたい。また、今後はより一層会計事務における関係帳簿等の適正な管理及び事務執行に努められたい。